

会議等報告書

1 会議等名	糸島市地域公共交通会議（第10回）
2 開催日時	平成25年6月24日（月） 15時00分 ~ 15時45分
3 開催場所	糸島市役所 新館 403会議室
4 出席者	別紙のとおり
5 協議事項	<p>（1）糸島市コミュニティバス等利用・収支状況について（報告） 事務局より利用・収支状況について説明 質疑なし。</p> <p>（2）糸島市地域交通計画に基づく今後の公共交通施策について 事務局より今後の交通施策について説明。</p> <ul style="list-style-type: none">・総務省の補助金でICカードによる支払いを可能にするという説明があったが、この総務省の補助金はバスのICカードに特化したものか。（委員） 市内の商店活性化や高齢者の見守り、災害時の避難誘導の確認など複合的な実証実験に対する補助金である。現時点では大まかな事業概要しか決まっておらず、具体的な内容は今後協議をしながら検討していくこととなる。（事務局）・ICカードリーダーは市内コミュニティバス全路線に設置するのか。（委員） 全路線に設置する予定である。（事務局）・九大線について、現時点の試算では独立採算制での民営化はできないとの結論となったが、平成31年度に完全移転が済めば、更なる利用者の増加が見込まれる。今後状況が変われば民営化について再度検討するのか。（委員） 市から話ががあれば協議に応じるつもりである。（委員） 状況が変われば再度検討を行う。（事務局）

<p>5 協議事項</p>	<p>(3) 庁舎線浜窪バス停位置の変更について</p> <p>事務局より、現在の庁舎線浜窪バス停を通るルートが車両の大型化により離合できない箇所があり、安全性の確保の点で問題があるため、バス停位置を変更し、ルートを変更したい旨説明。</p> <p>・下りバス停位置の待機場所について、路側帯に沿って並ぶ等安全性を確保した待機場所を検討していただきたい。(委員)</p> <p>了解した。(事務局)</p> <p>・バス停位置が変更となることについて地元との協議は行ったのか。(委員)</p> <p>バス停位置の変更を検討する際、浜窪行政区長に立ち会っていただき、現地を確認した。変更後のバス停位置は浜窪の集落からは若干離れるため、多少不便になるが、安全性の確保の点から理解を求め、了解をいただいた。(事務局)</p> <p>(4) 移送サービスにかかる車両の増車について</p> <p>福祉支援課より、利用者の増加、及び一回当たりの利用時間の長時間化から安定的にサービスの提供を行うため、普通車両を一台増車する旨を説明。</p> <p>質疑なし。了承</p> <p>(5) その他</p> <p>なし。</p>
<p>6 決定事項</p>	<p>(1) 庁舎線浜窪バス停について、別紙バス停位置図・路線図のとおり、変更を行う旨承認。</p> <p>(2) 移送サービス事業にかかる車両の増車について承認。</p>
<p>7 懸案事項</p>	<p>特になし。</p>

糸島市地域公共交通会議【第10回】

H25.6.24(月)15:00~
糸島市役所 新館 403会議室

委員出欠 別紙「委員名簿」(P2)参照

1 会長あいさつ

2 経過報告

3 協議

(1) 糸島市コミュニティバス等利用・収支状況について(報告) (P3~10)
別紙資料参照 【事務局説明】

(2) 糸島市地域交通計画に基づく今後の公共交通施策について (P11)
別紙資料参照 【事務局説明】

(3) 庁舎線浜窪バス停位置の変更について (P12~13)
別紙資料参照 【事務局説明】

(4) 移送サービス事業(福祉有償運送)にかかる車両の増車について(P14~20)
別紙資料参照 【事務局説明】

(5) その他

次回会議; 月 日() : ~
(予定協議案件)

糸島市地域公共交通会議 委員名簿 (敬称略)

平成25年6月24日開催

	氏名	所属・役職	規程 第3条	出欠、代理出席
会長	柴田 潔	糸島市 企画部長	糸島市長又はその指名する者	
副会長	柚木 利道	糸島市行政区長会 会長	市民代表	
委員	小島 裕之	昭和自動車株式会社 自動車事業本部 課長	一般乗合旅客自動車運 送事業者	
委員	森田 秀規	福岡昭和タクシー株式会社 福岡西部事業部 統括課長	一般旅客自動車運送事 業者	
委員	宮崎 憲一	一般社団法人福岡市タクシー協会 専務理事	旅客自動車運送事業者 の団体	欠席
委員	友池 隆	糸島市シニアクラブ連合会 会長	市民代表	
委員	牛嶋 賢一	九州運輸局 福岡運輸支局長	九州運輸局長又はその 指名する者	代理出席 首席運輸企画専門官(輸送担当) 嘉村 英夫
委員	樋口 七三	福岡昭和タクシー株式会社 バス乗務員代表	一般旅客自動車運送事業 者の事業用自動車の運転 者が組織する団体	
委員	大枝 良直	九州大学大学院 工学研究院 環境都市部門 准教授	その他市長が必要と認め る者	
委員	後藤 昭一	福岡県 企画・地域振興部 広域地域振興課 地域交通係長	〃	代理出席 佐々木 清太
委員	東 繁徳	福岡県警察本部 糸島警察署 交通課長	〃	
委員	井本 真樹男	福岡国道事務所 福岡西維持出張所長	〃	
委員	田井 晴彦	福岡県福岡県土整備事務所 前原支所 庶務課長	〃	
委員	井上 祐二	糸島市 建設都市部 建設課長	〃	

<任期> 平成24年2月1日～平成26年1月31日

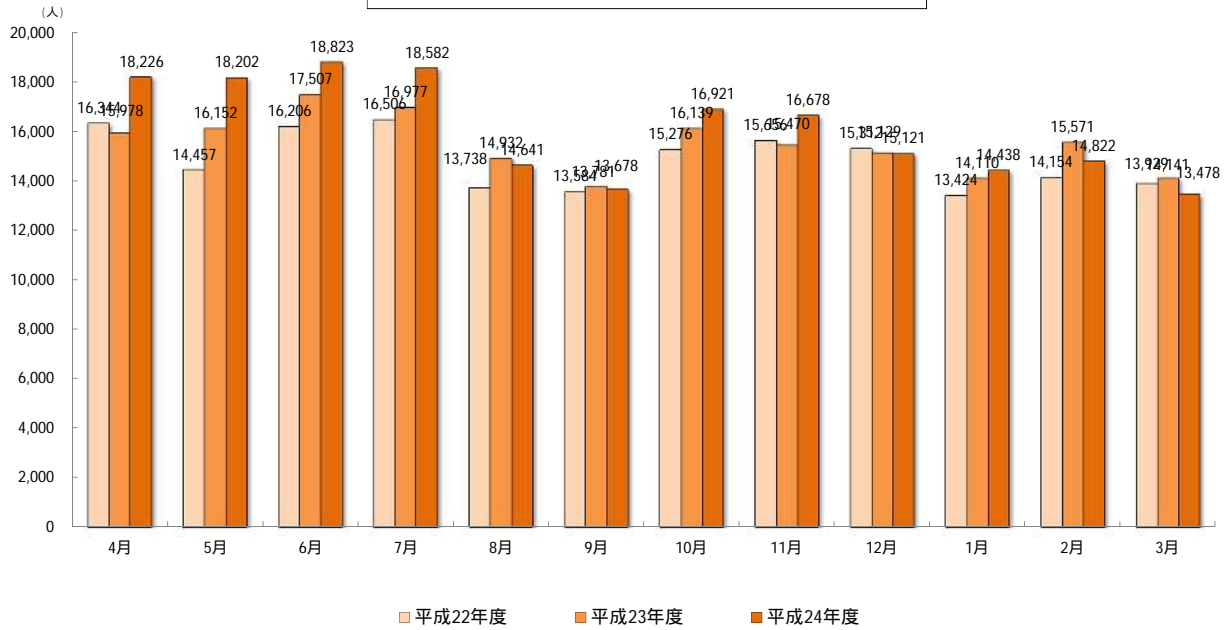
<オブザーバー>

切江 茂行	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整担当)
白石 勇人	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局	運輸企画専門官(輸送担当)

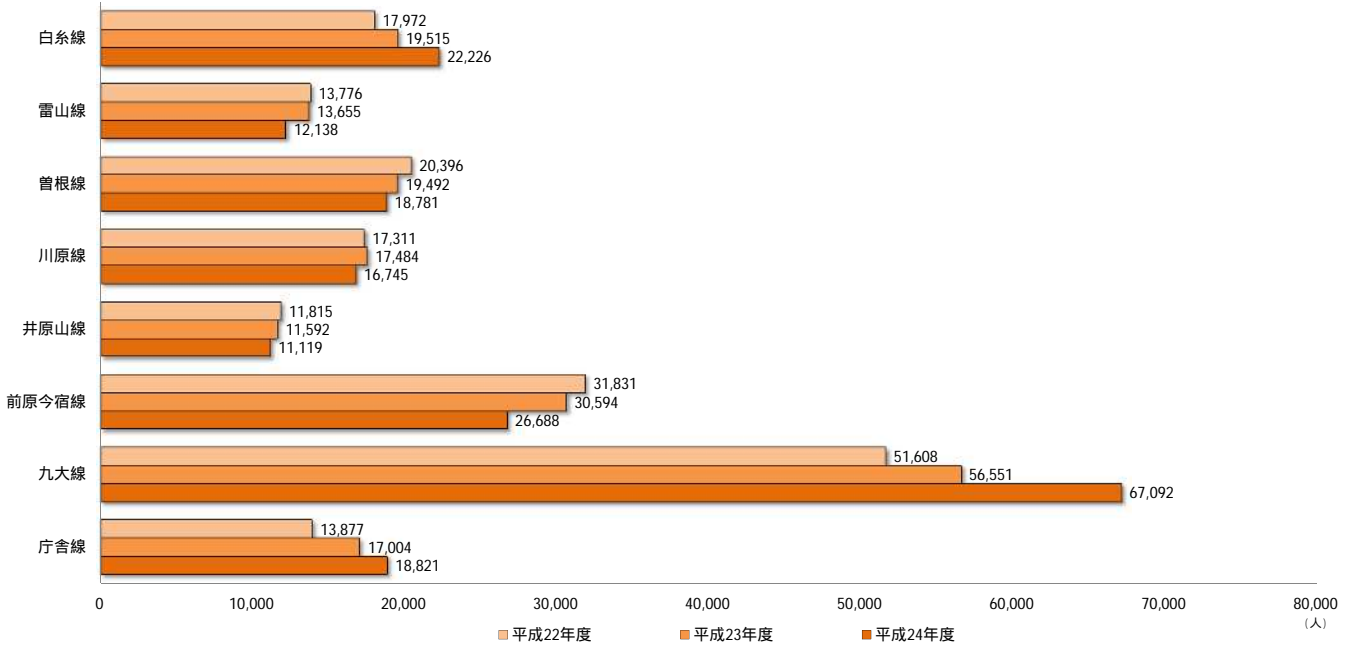
<事務局>

末松 隆明	糸島市 企画部 地域振興課長
高田 直一	糸島市 企画部 地域振興課 課長補佐兼公共交通係長
木村 直人	糸島市 企画部 地域振興課公共交通係 主査

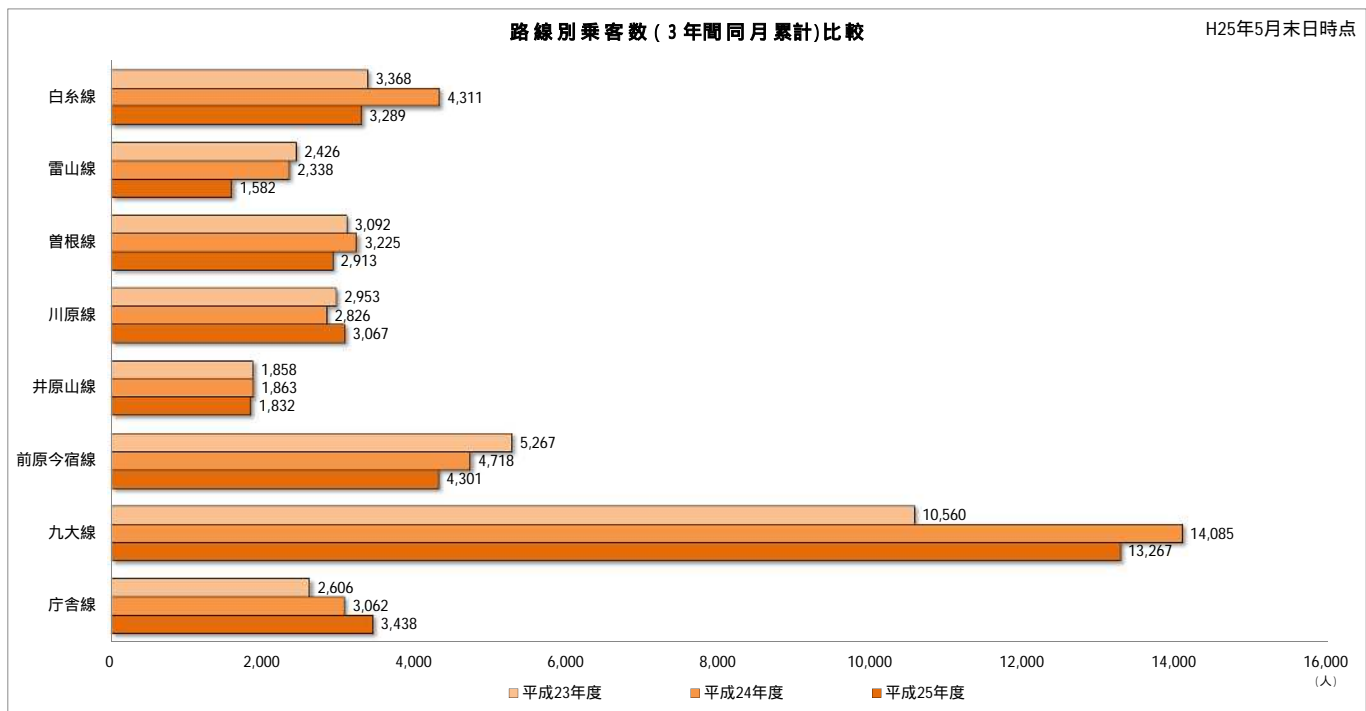
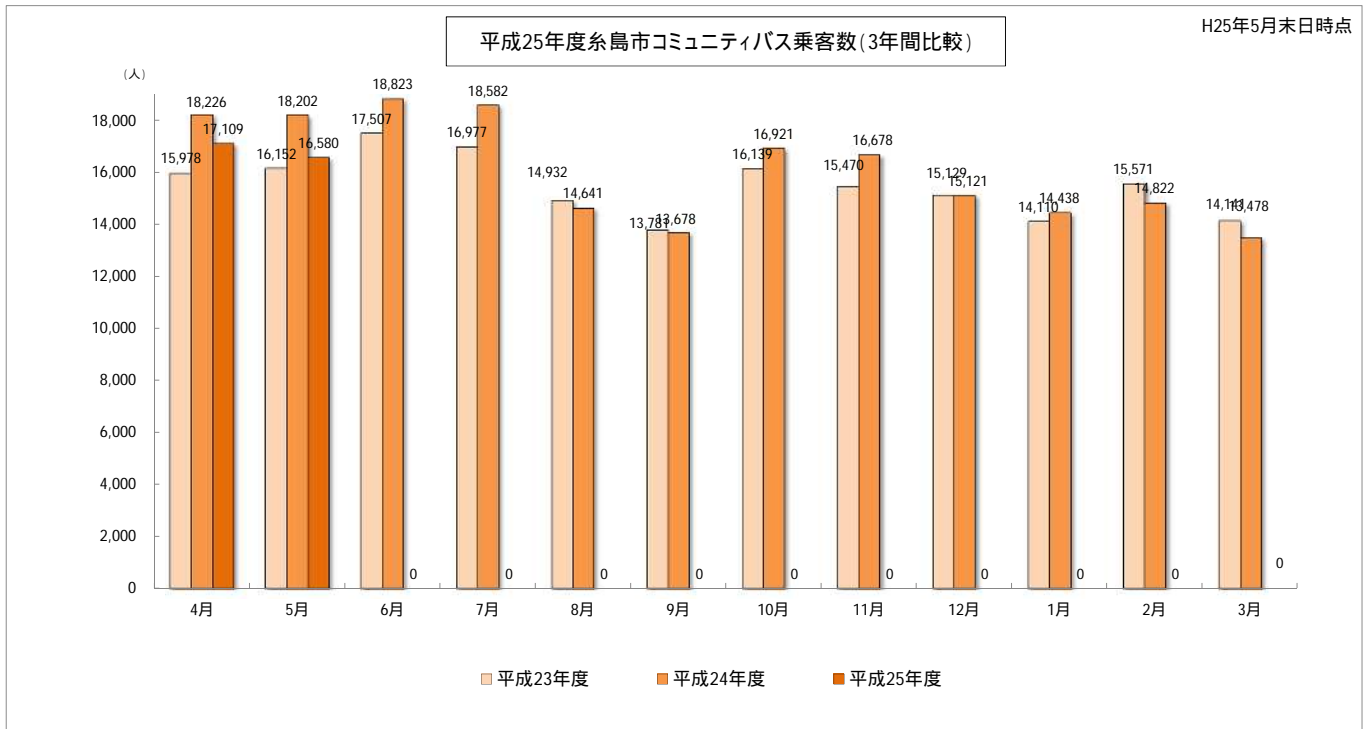
平成24年度糸島市コミュニティバス乗客数(3年間比較)



路線別乗客数(3年間同月累計)比較



乗客数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年比
平成24年度	18,226	18,202	18,823	18,582	14,641	13,678	16,921	16,678	15,121	14,438	14,822	13,478	193,610	4.2%
平成23年度	15,978	16,152	17,507	16,977	14,932	13,781	16,139	15,470	15,129	14,110	15,571	14,141	185,887	4.1%
平成22年度	16,344	14,457	16,206	16,506	13,738	13,584	15,276	15,656	15,312	13,424	14,154	13,929	178,586	10.7%
増減(H24-H23)	2,248	2,050	1,316	1,605	▲ 291	▲ 103	782	1,208	▲ 8	328	▲ 749	▲ 663	7,723	-
増減(H23-H22)	▲ 366	1,695	1,301	471	1,194	197	863	▲ 186	▲ 183	686	1,417	212	7,301	-
増減(H22-H21)	2,013	925	1,351	1,795	1,847	1,620	1,423	1,927	2,574	918	1,123	▲ 184	17,332	-

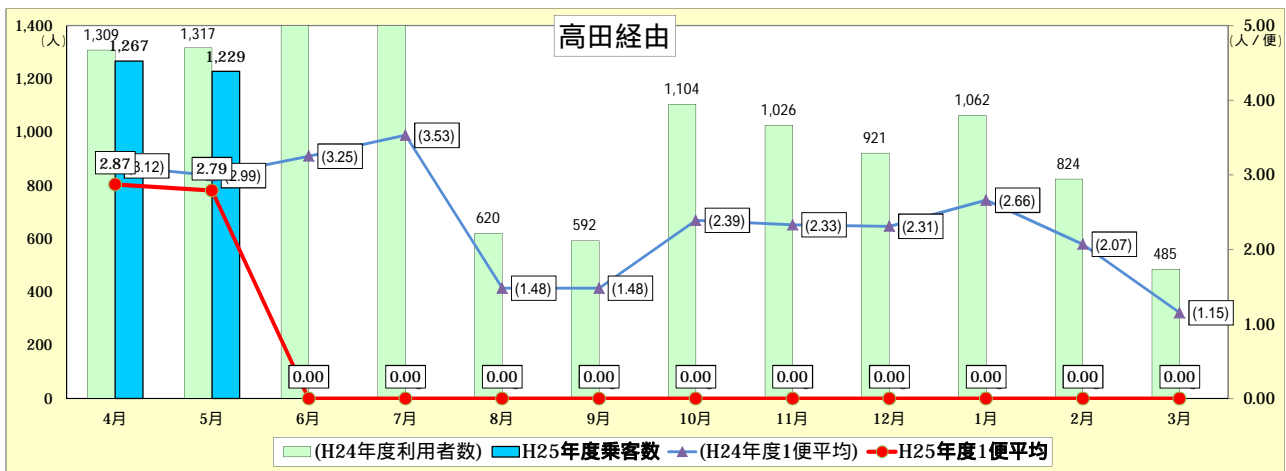
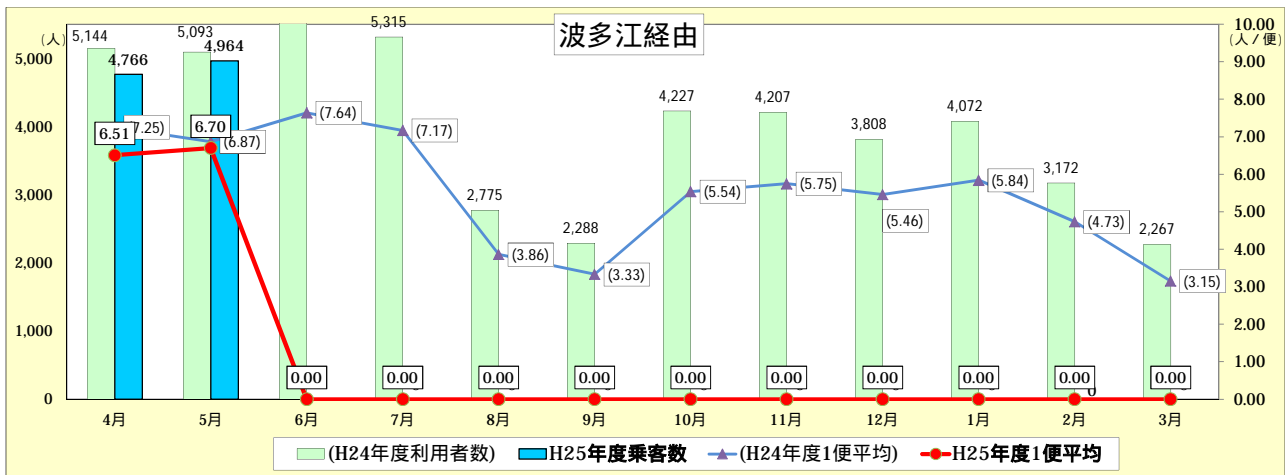
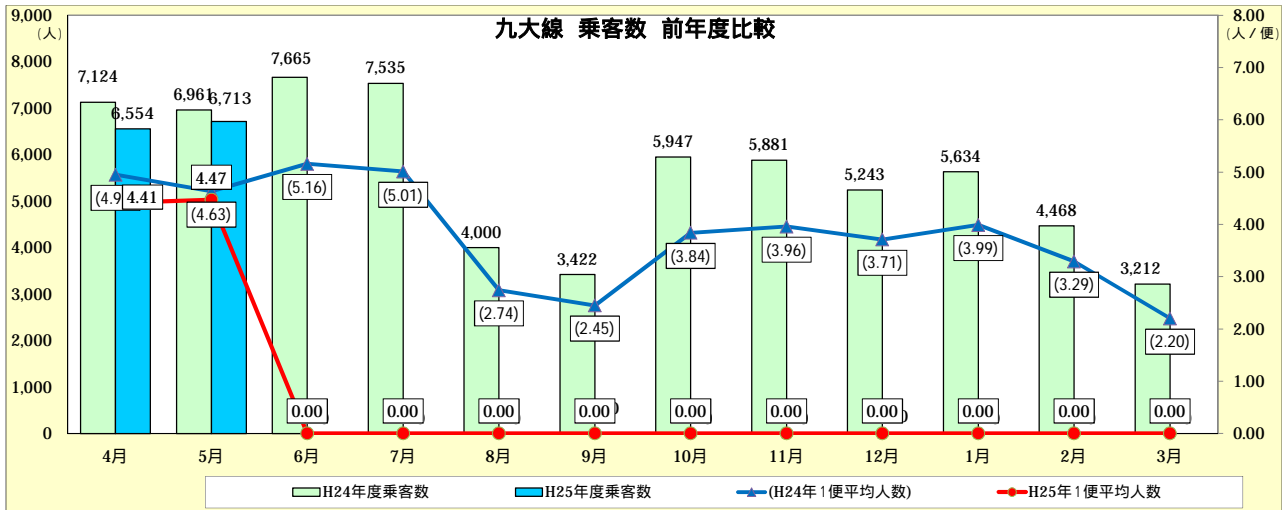


乗客数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年比見込
平成25年度	17,109	16,580											33,689	-7.5%
平成24年度	18,226	18,202	18,823	18,582	14,641	13,678	16,921	16,678	15,121	14,438	14,822	13,478	193,610	4.2%
平成23年度	15,978	16,152	17,507	16,977	14,932	13,781	16,139	15,470	15,129	14,110	15,571	14,141	185,887	10.7%
増減(H25-H24)	▲ 1,117	▲ 1,622											▲ 2,739	-
増減(H24-H23)	2,248	2,050	1,316	1,605	▲ 291	▲ 103	782	1,208	▲ 8	328	▲ 749	▲ 663	7,723	-
増減(H23-H22)	▲ 366	1,695	1,301	471	1,194	197	863	▲ 186	▲ 183	686	1,417	212	7,301	-

九大線バス乗車実績

平日運行本数 63

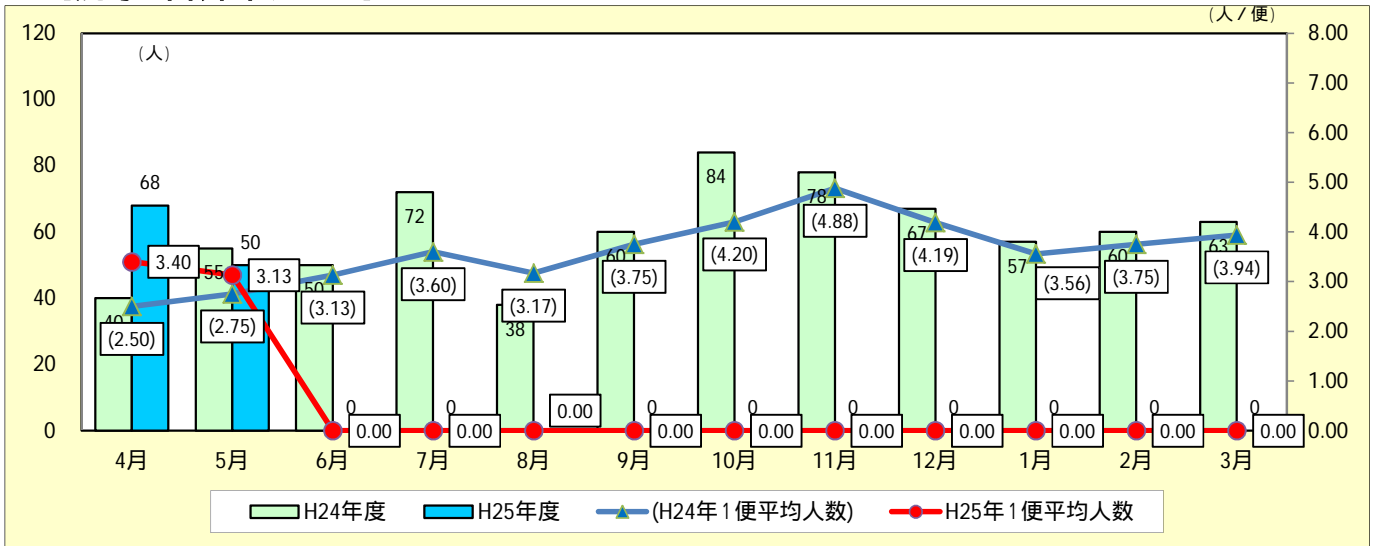
土日運行本数 18



平成24年度 バス運行に係る市補助額

種別	路線名	走行距離 km	収入 円	経費 円	損益 円	国・県補助金	市負担額
コミュニティバス	白 糸 線	72,816.6	3,920,671	9,897,330	5,976,659	2,393,000	3,583,659
	雷 山 線	66,222.0	2,868,824	9,000,981	6,132,157	2,467,000	3,665,157
	曾根線波多江経由	21,193.5	1,341,605	2,880,649	1,539,044	760,000	779,044
	曾根線有田経由	28,792.5	2,073,638	3,913,513	1,839,875	917,000	922,875
	井 原 山 線	66,220.5	2,865,136	9,000,778	6,135,642	2,509,000	3,626,642
	川 原 線	67,434.0	3,594,449	9,165,719	5,571,270	2,048,000	3,523,270
	前 原 今 宿 線	103,042.8	5,672,684	14,005,713	8,333,029	3,329,000	5,004,029
	九大線波多江経由	79,417.8	6,857,784	10,794,573	3,936,789	2,288,000	1,648,789
	九大線泊・油比経由	29,886.0	2,058,863	4,062,146	2,003,283	862,000	1,141,283
	庁 舎 線	48,232.8	1,885,854	6,555,866	4,670,012	1,837,000	2,833,012
	フィーダー系統合計	583,258.5	33,139,508	79,277,268	46,137,760	19,410,000	26,727,760
	高 田 線	37,762.2	2,580,321	5,132,687	2,552,366	510,000	2,042,366
	合 計	621,020.7	35,719,829	84,409,955	48,690,126	19,920,000	28,770,126
	路線バス	芥 屋 線	96,820.8	15,122,217	26,891,008	11,768,791	3,292,000
船 越 線		73,210.5	11,782,877	20,333,484	8,550,607	2,162,000	6,388,607
野 北 線		79,268.7	13,064,293	22,016,088	8,951,795	3,031,000	5,920,795
合 計		249,300.0	39,969,387	69,240,580	29,271,193	8,485,000	20,786,193
全路線合計		870,320.7	75,689,216	153,650,535	77,961,319	28,405,000	49,556,319

【鹿家・吉井下ルート】

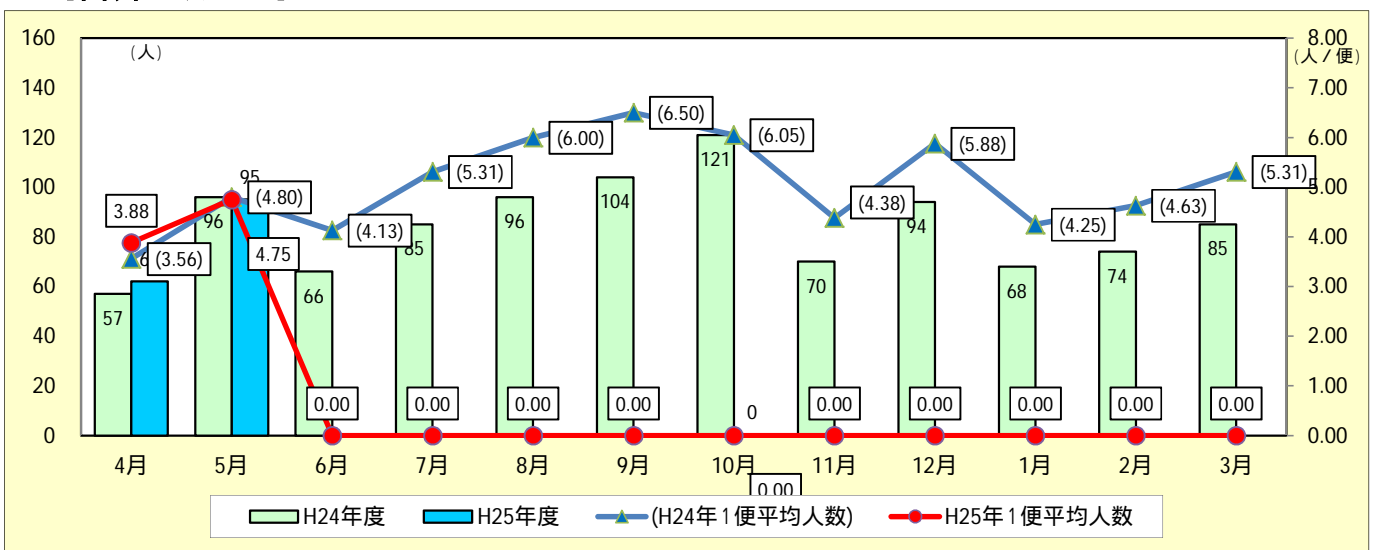


【毎月の乗客数集計表】

(単位:人)

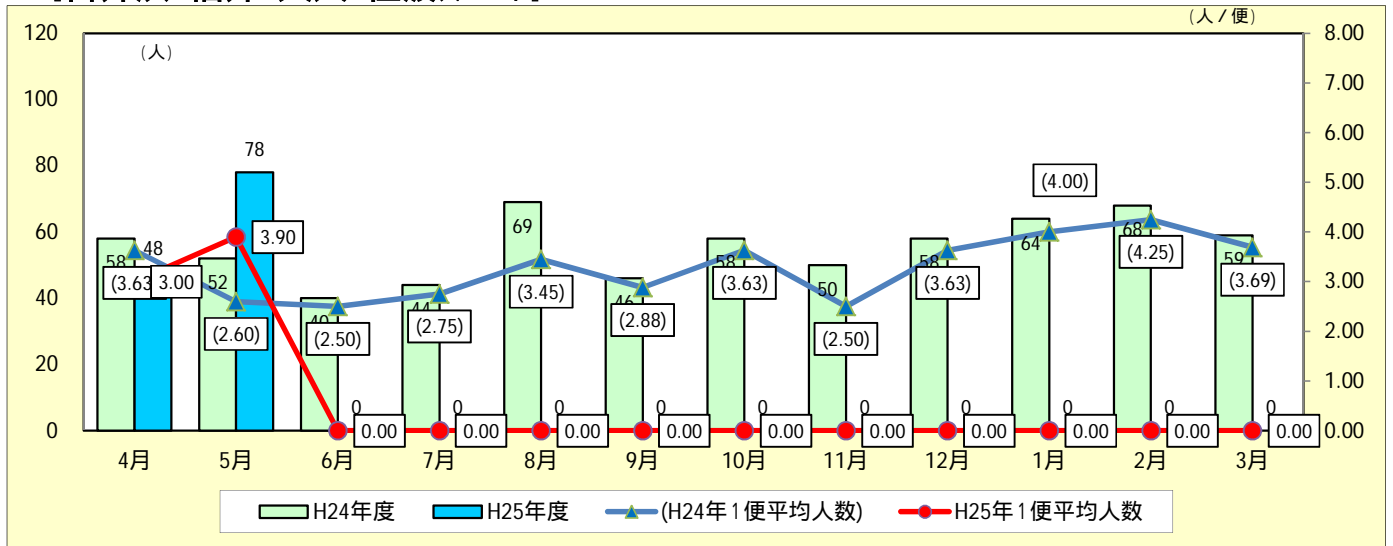
鹿家	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24年度	40	55	50	72	38	60	84	78	67	57	60	63	724
H25年度	68	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118

【吉井上ルート】



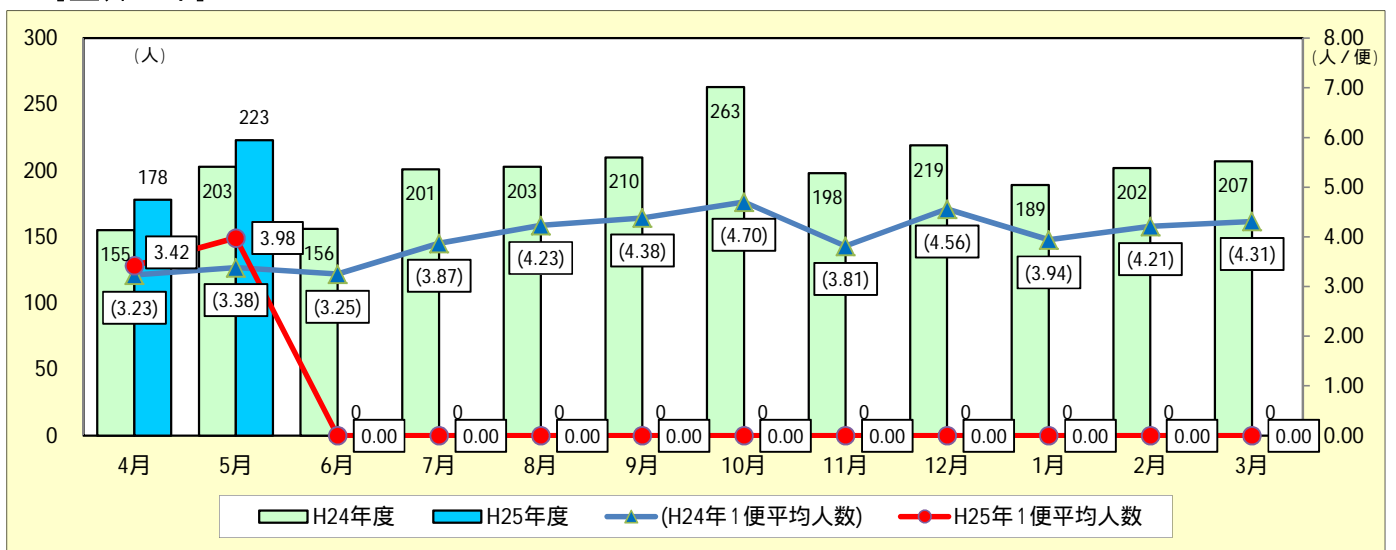
吉井上	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24年度	57	96	66	85	96	104	121	70	94	68	74	85	1,016
H25年度	62	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	157

【吉井浜・福井・大入・佐波ルート】



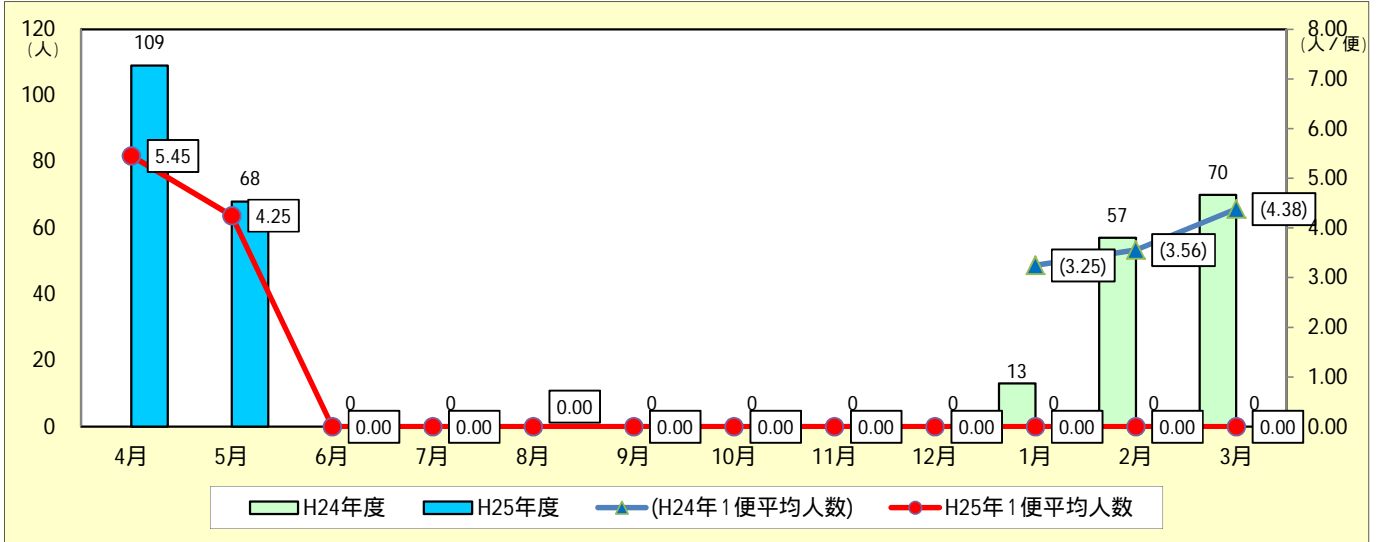
大入佐波	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24年度	58	52	40	44	69	46	58	50	58	64	68	59	666
H25年度	48	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126

【全ルート】



全ルート	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24年度	155	203	156	201	203	210	263	198	219	189	202	207	2,406
H25年度	178	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	401

【一貴山・長石下ルート】

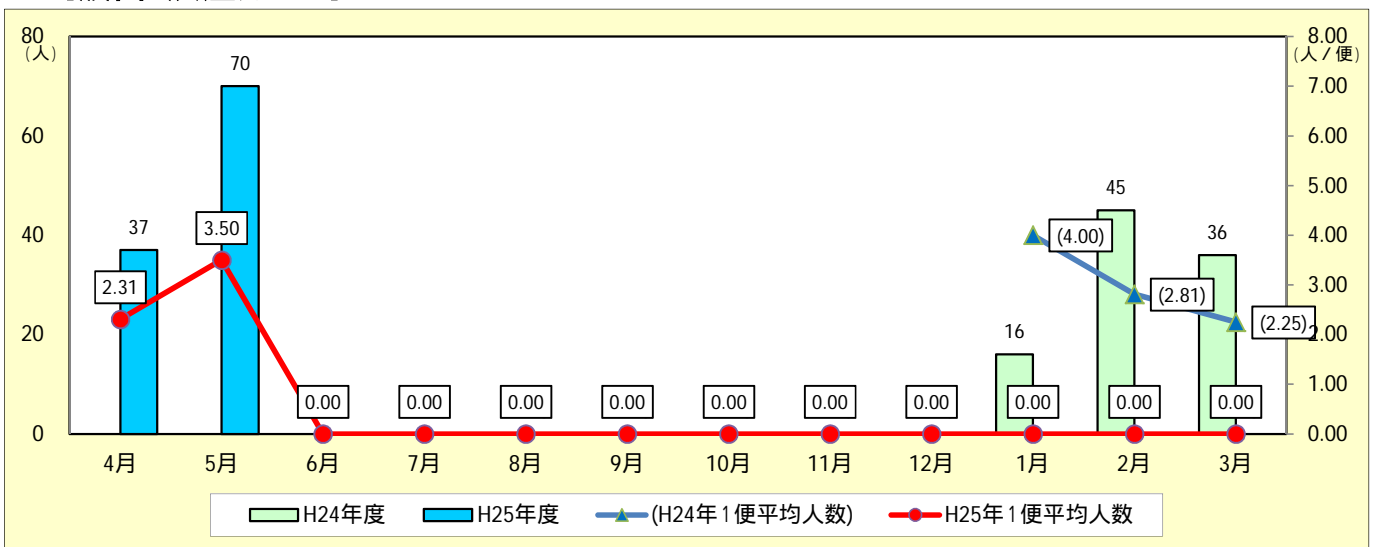


【毎月の乗客数集計表】

(単位:人)

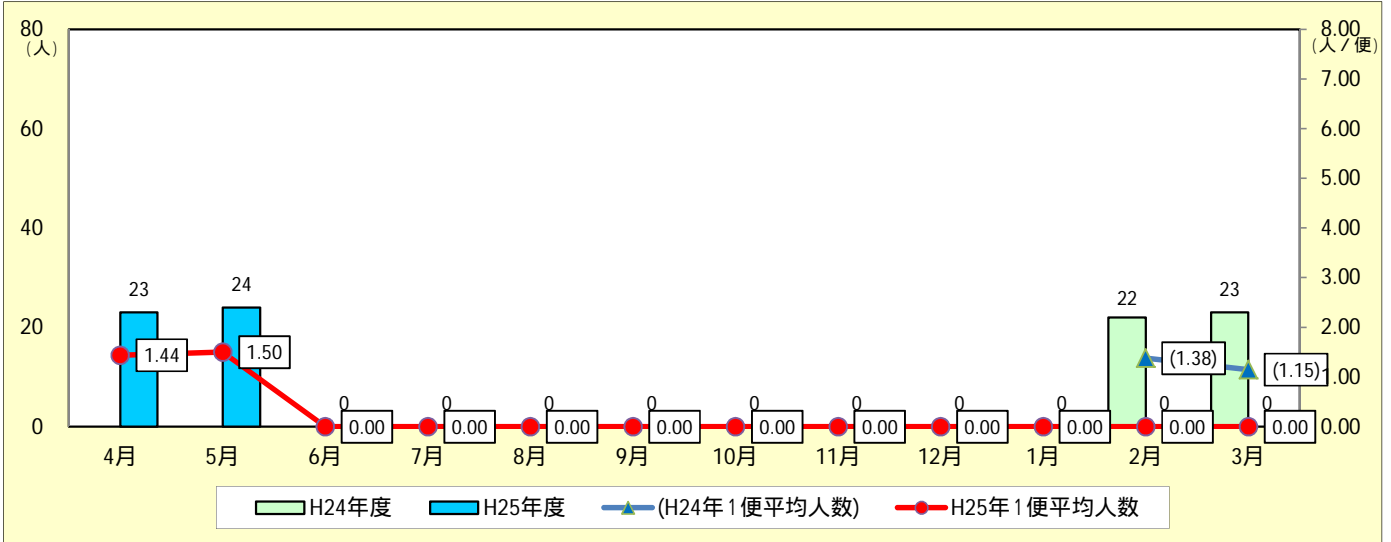
一貴山・長石	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24年度										13	57	70	140
H25年度	109	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	177

【波呂・浜窪ルート】



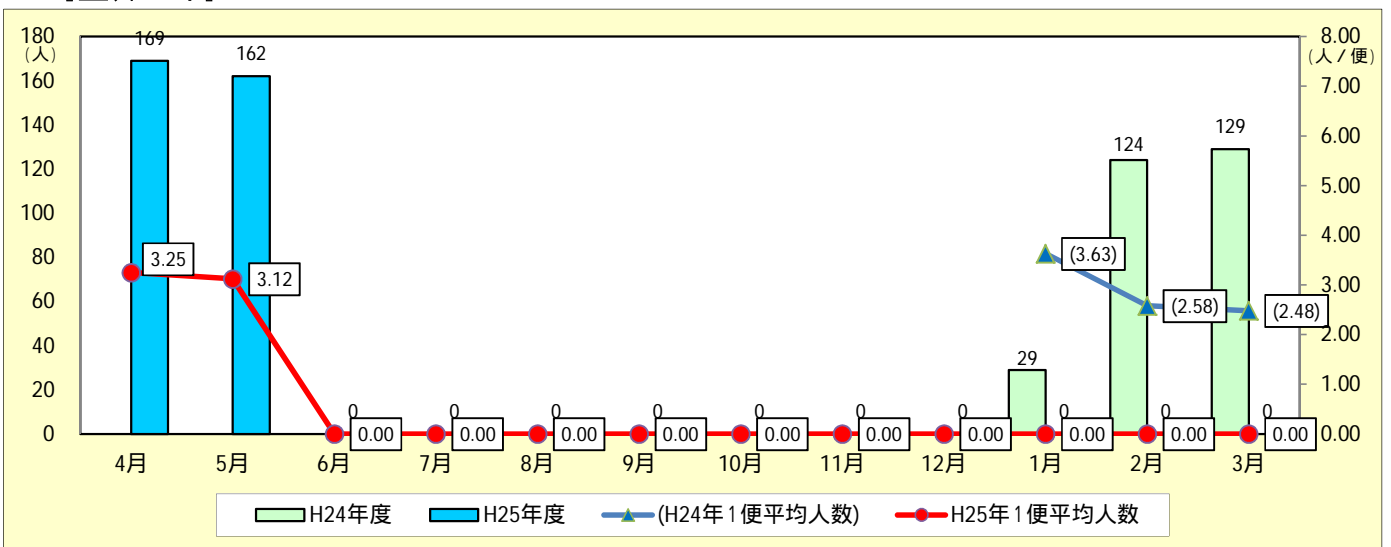
波呂・浜窪	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24年度										16	45	36	97
H25年度	37	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107

【上田内科ルート】



上田内科	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24年度											22	23	45
H25年度	23	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47

【全ルート】



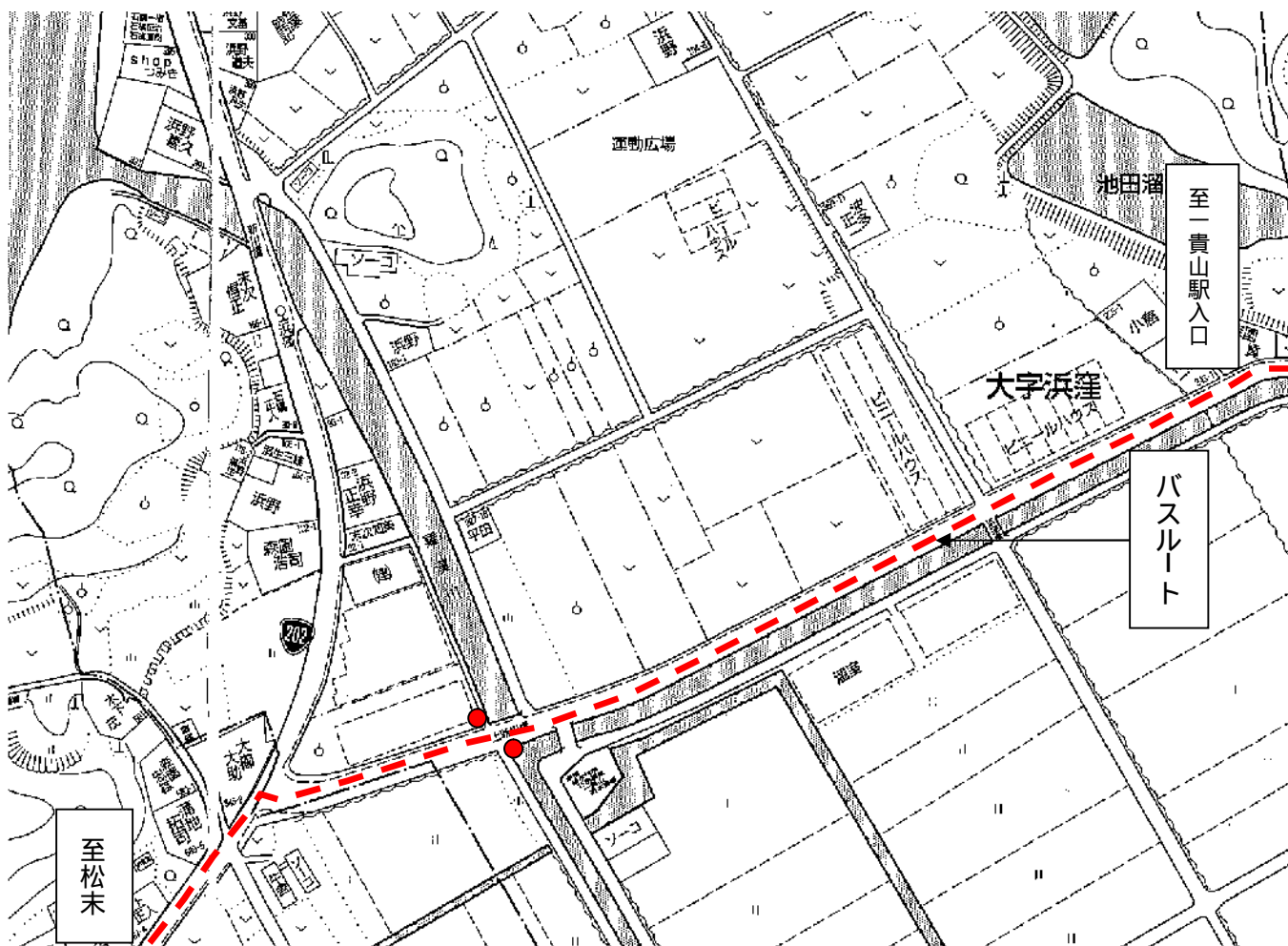
全ルート	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24年度										29	124	129	282
H25年度	169	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	331

バス・渡船の事業計画案（糸島市地域交通計画）

バス事業	事業内容	実施年度				
		23	24	25	26	27
九大線高田経由	周船寺駅～産の宮～九州大学路線の新設 （車両購入1台）	済				
愛称募集	コミュニティバスの愛称募集	済				
自主運行バス	地域・NPOなどによる交通不便地域の縮減 （年度ごとに運行地域を1地域増）	済	済	継続		
車両買替（大型化）	老朽化による車両購入時に車両を大型化	1台 済	2台 済	1台	1台	1台
渡船ダイヤ見直し	島民及び観光客の利便性向上のためダイヤの 見直しを検討	検討	済			
市街地循環線	市街地循環線（ぐるりんバス）の新設 （車両購入2台）	検討		実施		
全路線再構築	市街地循環線への各線の接続、ダイヤ改正	検討		実施		
運賃制度見直し	コミュニティバスの運賃を一律200円へ定額 化（庁舎線も同様）、乗継割引の導入検討	検討		一部実施		
指定管理者制度の導 入の調査・研究	コミュニティバスの指定管理者制度導入（市 営バス化）	検討		実施 しない		
志摩路線のコミュニバ ス化の調査・研究	志摩路線（芥屋線・船越線・野北線）のコミ ュニティバス化と定額制導入検討	検討		実施 しない		
九大線の民営化の調 査・研究	九大線の路線バス化（独立採算制）検討	検討		実施 しない		
ICカード導入の調査 ・検討	支払いの電子化・割引の自動化		検討		実施	
庁舎線の生活路線化	生活路線へ切り替え		検討			実施
新船建造の検討	老朽化による造船検討		研究		調査	実施

計画については、随時見直すこととしており、市の財政・国県補助金の状況や新たな市民ニーズ、検討や研究結果によって、変更になることがある。

浜窪バス停（案）



上りバス停位置（案）



下りバス停位置（案）



1 協議案件

移送サービス事業に使用する車両登録を1台増加し、4台の車両により事業を実施する。なお、増加する車両は、サービス内容を充実させるため普通車両とする。

【提案理由】

高齢化の進展に伴って、移送サービス事業の登録者数と利用者数は、今後、確実に伸びていくものと予測している(年度間の増減にばらつきはあるが、増加傾向にある)。

特に、市外への移送利用者数は増加(車両占有の長時間化)しており、すべての車両が出払うケースも度々ある。そのため、利用登録者からの依頼に対して確実にサービスの提供ができるようにするため、車両を確保することで対応したい。

また最近では、リクライニング車いすや座位保持装置など、軽自動車タイプの移送車両では送迎が困難な特殊車いすの利用者が増えている。そのため、これらの利用者の移送ができるよう、車内スペースを有するワゴンタイプのリフト車が必要となっている。

以上の理由により、移送サービス事業に使用する車両を1台追加して4台としたい。また追加する車両については、利用者の状況に応じて特殊車いすの利用者を移送することができる普通車両(ワゴンタイプのリフト車)としたい。

2 関連資料（資料）

高齢化と移送サービス利用者数等の推移

糸島市の高齢者数及び移送サービス利用登録者数、利用者数の推移は下表のとおり。

利用者数などは年度間で若干のばらつきはありますが、確実に高齢者数は伸びており、今後、利用者数は増加していくものと推測される。

また利用者数の内訳では、糸島市内の医療機関等に移送する利用者は実数・割合ともに減少し、市外への移送者の実数・割合共に増加している。特に、西区以外の福岡市内への移送利用者の増加が顕著で、移送に係る時間が長くなっている。

【利用の推移 / 高齢者】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
糸島市の高齢者数(65 歳以上)		21,559	22,418(+859)	23,645(+1,227)
移送サービス利用登録者数		130	117(-13)	134(+17)
利用者数	糸島市内	416(65.9%)	275(55.7%)	298(50.1%)
	福岡市西区・唐津市浜玉町	128(20.3%)	108(21.8%)	168(28.2%)
	西区以外の福岡市	87(13.8%)	111(22.5%)	129(21.7%)
	合計	631(100.0%)	494(100.0%)	595(100.0%)

登録車両の状況

現在登録されている車両は3台あり、そのうち軽自動車が2台となっている。

最近は、リクライニング車いすや座位保持装置など、軽自動車タイプの移送車両では送迎が困難な特殊車いすの利用者が増えており、十分な車内スペースを有する普通車でワゴンタイプのリフト車が必要となっている。

また、各車両とも登録から10年前後を経過しており、車両の老朽化などによる故障等が発生すれば、当該事業の運営に大きな影響が生じることになる。

【登録車両の現状】

車名等	トヨタハイエース	ダイハツムーブ	スズキワゴンR
車体の形状	リフト車	軽乗用車	リフト車（軽自動車）
登録番号	福岡 800 さ 4153	福岡 50 よ 8836	福岡 80 あ 1267
車体番号	RZH1254002638	L900S-03070049	MC22S-430170
型式	GE-RZH125B	UA-L900S	UA-MC22S
登録年月日	H12.3.29	H14.3.18	H15.1.24

2 購入予定車両の仕様（資料）

【一般事項】

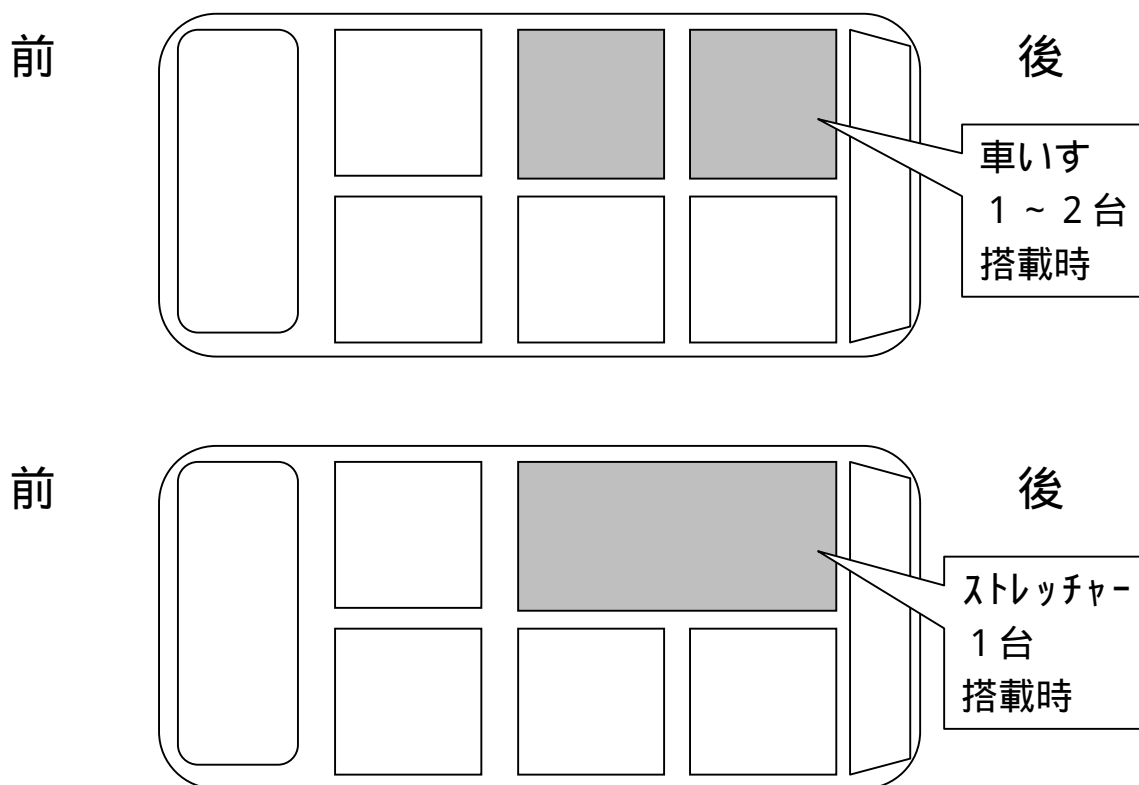
- (1) この仕様書はリフトバス（以下「車両」とする）の改造、性能及び機能について定める。
- (2) 車両は、道路運送車両法の保安基準に適合するものであること。
- (3) 車両の製作は、本仕様書によるもののほか各種関係法規に適合するものとし、各部に使用する材料部品等については特に指定する者以外は、JIS規格または、受注者の規格に適合する新品を使用すること。
- (4) 車両装備品は、安全性及び機能性、操作性に特に優れた製品とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項についても、技術・機能上、当然必要と思われる物については、これを省略してはならない。特に、乗車対象者を考慮し、車両製作に当たること。なお、疑義及び仕様の不明点については、担当者との綿密なる打合せを行うものとする。
- (6) 日本自動車車体工業会等の上部団体所属会社の製品に限る。
- (7) 製造物責任保険（LP保険）を完備していること。

【車両使用（リフト車）】

- (1) シャーシ及び機関 1,600 ccガソリンエンジン、チェアキャブ型、A/T、2WD、パワーステアリング、全長4.5m程度、有効室内高1.4m以上
- (2) 乗車定員及び内訳
 - 1. 車いす1脚登載時 定員4名以上（搭乗者除く）
 - 2. 車いす2脚登載時 定員4名
 - 3. ストレッチャー1台搭載時 定員4名
- (3) 乗車対象者 要介護及び虚弱な高齢者
- (4) 車両装備品
 - 1. 車いす固定装置 2か所
車幅650mm以下が固定可能なもの。
 - 2. 車いす専用シートベルト 2か所
 - 3. 乗降用手すり 一式
 - 4. 車いす用手すり 一式
 - 5. 床面フラット仕上げ 全床
 - 6. スライド式スロープ（耐荷重：200kg以上） 一式
 - 7. 専用ストレッチャー 一式
 - 8. サイドドアステップ（耐荷重：100kg以上） 一式
 - 9. カラーガラス（スライド・バックドア、リアサイド） 一式
 - 10. バックビューモニター 一式
 - 11. マッドガード 一式

- | | | |
|-------------|--------------------|----|
| | 12. サイドバイザー | 一式 |
| | 13. ナビゲーション | 一式 |
| | 14. プラスチックバイザー | 一式 |
| | 15. フロアマット | 一式 |
| (5) 車体色 | 白(メーカー純正色) | |
| | 文字記入: デザイン(下記) | |
| | (車体後部ドア、及び左右フェンダー) | 3面 |
| (6) 登録費用を含む | | |
| (7) その他 | 車両装備品については、取付調整を含む | |

【参考】



【文字デザイン】

外出支援サービス車 糸島市
電話 (092) 324 - 1660

3 移送サービス事業について（資料）

この事業は、公共交通機関などの利用が難しい在宅で寝たきり状態になってしまった高齢者や障がい者（寝たきり、または車いすを使用する人で、寝たまま、または車いすに乗ったまま車両に乗り込み、移送しなければならない人）に対して、専用の移送用車両を使用して医療機関などに移送するサービスです。

【利用対象者】

老衰や心身の障害及び傷病などの理由によって、臥床または車いすを利用している
おおむね 65 歳以上の高齢者または障がい者

【利用者負担金：1 送迎につき】（ ）内は費用総額）

- ・ 糸島市内 5 0 0 円（4,000 円）
- ・ 福岡市西区、唐津市浜玉町 7 5 0 円（6,500 円）
- ・ 西区以外の福岡市内 1, 0 0 0 円（9,000 円）

有料道路や有料駐車場の代金は、実費負担となります。

【利用回数】 2 回以内 / 月

【その他】

実施日：日曜、祝日、年末年始以外の日

実施時間：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

4 糸島市移送サービス事業実施規程（資料）

平成 22 年 1 月 1 日（告示第 59 号）

（目的）

第 1 条 この告示は、公共交通機関等の利用が困難な在宅の寝たきり高齢者等を移送用車両により移送することで、日常生活を支援し、もって寝たきり高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業の委託）

第 2 条 市長は、糸島市移送サービス事業（以下「移送サービス」という。）の実施に関し、その運営を社会福祉法人等（以下「実施法人等」という。）に委託することができる。

（対象者）

第 3 条 移送サービスの対象者は、糸島市に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する公共交通機関等の利用が困難なもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 老衰、心身の障害、傷病等により寝たきり又は車いすを利用しているおおむね 65 歳以上の高齢者
- (2) 重度の身体障害により寝たきり又は車いすを利用している身体障害者又は身体障害児
- (3) その他市長が必要と認めた者

（移送サービスの内容）

第 4 条 移送サービスの内容は、対象者をその居宅等と次に掲げる場所との間を移送することとする。

- (1) 在宅福祉サービス等実施施設
- (2) 医療機関
- (3) その他市長が必要と認めた場所

（実施日）

第 5 条 移送サービスを実施する日は、次に掲げる日以外とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

（実施時間）

第 6 条 移送サービスを実施する時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（実施区域）

第 7 条 移送サービスの実施区域は、原則として糸島市、福岡市及び佐賀県唐津市浜玉町とする。

（利用回数）

第8条 利用回数は、原則として月2回以内とする。

(利用者負担)

第9条 移送サービスを利用する者(以下「利用者」という。)は、利用者負担として、実費相当額を直接実施法人等に支払うものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する者の利用者負担については、市が負担する。

2 有料道路又は有料駐車場を利用するときは、利用者の負担とする。

3 第1項に定める利用者負担の額は、市が実施法人等と締結する委託契約の中で定める。

(利用登録申請)

第10条 移送サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ糸島市移送サービス利用登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(利用登録の決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに利用登録の要否を決定し、糸島市移送サービス利用者台帳(様式第2号)に登録のうえ、糸島市移送サービス利用登録承認(不承認)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用登録の決定をしたときは、実施法人等に対し糸島市移送サービス利用登録通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(利用及び報告)

第12条 移送サービスを利用するときは、利用者は実施法人等とあらかじめ移送サービス提供の日時等を調整し、糸島市移送サービス利用申請書(様式第5号)を実施法人等に提出するものとする。

2 実施法人等は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに利用の可否等を申請者に電話等により通知するものとする。

3 実施法人等は、毎月10日までに前月分の事業実施状況を、糸島市移送サービス実績報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(廃止届)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに糸島市移送サービス利用廃止届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(1) 移送サービスの利用の必要がなくなった場合

(2) 利用者が転出又は死亡した場合

(利用登録の廃止)

第14条 市長は、前条の規定による届出があった場合又はサービスの必要がなくなったと認めるときは、速やかに利用登録の廃止を決定し、糸島市移送サービス利用登録廃止決定通知書(様式第8号)により当該利用者及び糸島市移送サービス利用登録廃止通知書(様式第9号)により実施法人等に通知するものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

注意 附則及び様式等は省略しています。